

在沖米陸軍兵による道路交通法違反事件に対する意見書

沖縄防衛局によると、本年7月26日午後8時18分頃、本町宮城所在の道路において、米陸軍犯罪捜査沖縄支所（トリイ通信施設）所属在沖米陸軍兵が基準値の約2倍のアルコールを身体に保有する状態で車を運転したとして、道路交通法違反（酒気帯び運転）の容疑で現行犯逮捕される事件が発生した。

沖縄県においては米兵による飲酒絡みの事件・事故が後を絶たず、地域住民に不安を与えており、日米両政府が繰り返す「綱紀粛正」「再発防止」「教育の徹底」という言葉は、根本的な解決に繋がらず、極めて遺憾である。

本町議会では、再三再四、関係機関に抗議・要請してきたにもかかわらず、同様な事件が繰り返されることに対し強い憤りを禁じ得ない。

よって、本町議会は、町民の生命、財産、安全を守る立場から関係機関に対し、厳重に抗議するとともに、下記事項について強く要請する。

記

- 1 被疑者を厳正に処罰し、米軍人・軍属の綱紀粛正を徹底させること。
- 2 米軍人・軍属等による事件・事故防止のための協力ワーキングチームを早急に開催し、事件の再発防止と具体的な解決策を日米両政府で早期作成、公表すること。
- 3 日米地位協定の抜本的な改定を早急に行うこと。
- 4 日本国の憲法・法令を尊重し米軍人・軍属に対する基地内外での基準や罰則を国内法に合致させるよう早急に改定させること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年8月17日

沖縄県中頭郡北谷町議会議長 仲地 泰夫

あて先

衆議院議長	参議院議長	内閣総理大臣	外務大臣	防衛大臣
沖縄及び北方対策担当大臣		外務省特命全権大使（沖縄担当）		
沖縄防衛局長				